

## 会長・副会長の選任について

- 本協議会設置要綱第 5 条第 1 項の規定では、「協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する」とされている。
- 令和 6 年 6 月 1 日付けの協議会委員改選に伴う会長・副会長の選任について、事務局より提案したい。

## &lt;事務局案&gt;

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	仁科哲雄 委員	北足立郡市医師会 会長
副 会 長	今村恵一郎 委員	上尾市医師会 会長

(理由)

慣例により、会長は北足立郡市医師会長、副会長は上尾市医師会長を選任しているため